

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 指定本邦航空運送事業者の指定
- ② 手続根拠 : 航空法第72条第5項
- ③ 手続対象者 : 航空運送事業者
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせください。
- ⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせください。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせください。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 :
 - (1) 特定本邦航空運送事業者に係るものにあつては、
国土交通省航空局安全部航空事業安全室運航審査官 03-5253-8731
 - (2) 上記以外のものにあつては、
東京航空局保安部運航審査官室 03-5275-9331 (内線7610、7611)
大阪航空局保安部運航審査官室 06-6949-0933 (内線5272)
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 :
提出先と同じ

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法施行規則第164条の5に規定するところによる。
- ② 標準処理期間 : 1ヶ月
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)